

別添1 リスク分担表

(ア) 共通リスク

「○」主分担 「△」従分担

項目		内 容	市	民間
募集リスク		入札説明書等の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの等	○	
応札リスク		応札費用の負担		○
契約リスク		市の責めにより契約が結べない、又は遅延によるもの	○	
		選定事業者の責めにより契約が結べない、又は遅延によるもの		○
資金調達リスク		必要な資金の確保に関するもの		○
制度 関 連 リ ス ク	行政リスク	PFI契約に関する議会承認が得られない場合（※1）	△	△
		市の事業方針の変更によるもの	○	
	法制度リスク	本事業に特別に影響を及ぼす法制度の新設、変更に関するもの	○	
		上記以外の変更に関するもの		○
	許認可リスク	市が取得すべき許認可に関するもの	○	
		選定事業者が取得すべき許認可に関するもの		○
	税制度リスク	法人税等収益関係税の変更に関するもの		○
		上記以外の変更に関するもの	○	
社 会 リ ス ク	住民対応リスク	着工前の段階における施設、運営に対する住民の反対運動等が生じた場合	○	
		選定事業者による調査、設計、建設、運営に関する住民の反対運動、訴訟等が生じた場合		○
	第三者賠償リスク	市の責めによるもの	○	
		選定事業者の責めによるもの		○
環境問題リスク	選定事業者が行う調査、設計、建設、維持管理、運営における有害物質の排出、漏洩等、環境保全に関するもの		○	
不可抗力リスク		戦争、風水害、地震等、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲を超えるもの（※2）	○	△
金利リスク		提案時から金利基準日（しゅん工日）までの金利変動		○
		金利基準日（しゅん工日）以降に発生する利息にかかる金利変動		○
物価リスク		施設供用前の物価変動		○
		施設供用後の物価変動（※2）	○	△
債務不履行リスク		選定事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
		改善勧告に関わらずサービスレベルの回復の見込みがない場合		○
		市の都合により本事業が継続されない場合	○	

※1 事由の如何を問わず選定事業者及び市は自らに発生する費用を負担する。

※2 選定事業者は一定の割合もしくは一定の額を負担する。

(イ) 設計リスク

項目	内 容	市	民間
測量・調査リスク	市が実施した測量・調査に関するもの	○	
	選定事業者が実施した測量・調査に関するもの		○
遅延リスク	市の事由により詳細設計が一定期間に完結せず費用増加をもたらす場合	○	
	選定事業者の事由により詳細設計が一定期間に完結せず費用増加をもたらす場合		○
設計変更リスク	市の事由により設計変更が生じ費用が増加する場合	○	
	選定事業者の事由により設計変更が生じ費用が増加する場合		○

(ウ) 建設リスク

項目	内 容	市	民間
用地リスク	建設に要する用地の確保	○	
	建設に関する資材置場の確保		○
	地中障害物、土壌汚染に関するもの	○	
建設費用増大リスク	市の要請による費用超過、建設遅延によるもの	○	
	上記以外のもの		○
工事遅延リスク	市の要請による工事の遅延、又は完工しない場合	○	
	上記以外のもの		○
工事監理リスク	工事監理に関するもの		○
一般的損害リスク	設備・原材料の盗難、事故による第三者への賠償等に関するもの		○
要求水準リスク	要求水準を下回った場合		○
譲渡手続きリスク	施設譲渡の手続きに伴う諸費用に関するもの		○

(エ) 運営リスク

項 目	内 容	市	民間
計画変更リスク	市の指示による事業内容・用途の変更に関するもの	○	
運営費増大リスク	物価、計画変更等以外の要因による運営費用の増大		○
施設損傷リスク	不可抗力を除く事故・災害による施設の損傷		○
性能リスク	要求仕様不適合（施工不良を含む。）		○
需要の変動リスク	給食を提供する学校における給食サービス形態の変更等、市の責めによる需要の変動	○	
	児童生徒数の変動による需要の変動（※3）	△	○
	食べ残し等による残滓の変動（市の作成する献立による影響も含む。）（※3）	△	○
調理事故・異物混入等リスク	検収時における調達食材の異常（検収後に明らかになったものを含む。）	○	
	検収日と給食提供日の時間差に起因する調達食材の異常	○	
	検収後の保存方法に起因する調達食材の異常		○
	調理時における加熱等が不十分であることに起因する調達食材の異常		○
	調理、配送業務における異物混入等		○
	配送後の異物混入等	○	

項目	内 容	市	民間
アレルギー対応リスク	アレルギー児童生徒の情報収集不備、食材調達時の誤り等による発症・突発的な発症	○	
	調理段階における禁忌物質の混入による発症		○
	収集した情報の伝達不完全（送付遅れ・紛失等）による発症、アレルギー児童生徒の個人情報の流出（※4）	△	△
配送の遅延リスク	配送の遅延により給食の提供ができなかった場合		○

※3 運営期間を通じて、一定の最低食数に係る対価を保証する。

※4 帰責事由による。